

# 登米市グリーン・ツーリズム推進協議会規約

## (名称)

第1条 この会は、登米市グリーン・ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 「心の豊かさ」を重視する国民の価値観の変化を反映し、農山村の持つ多面的機能やゆとりある生活に対する評価が高まっている。このため、本地域の豊かな自然や恵まれた文化資源を活用しグリーン・ツーリズム（農山漁村地域で自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）の普及促進を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズム推進を図るための農家等の連携、協調に関すること。
- (2) グリーン・ツーリズム推進に係る各種情報の収集、提供に関すること。
- (3) グリーン・ツーリズム推進のための意識啓発等に資する各種調査研究、研修に関すること。
- (4) 農林業体験学習の受け入れ等グリーン・ツーリズムの推進に関すること
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同するものをもって組織する。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 庶務 1名
- (6) 会計 1名

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し協議会の事務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 幹事は、本会の業務執行にあたる。
- 4 監事は、会計並びに業務執行を監査する。
- 5 庶務及び会計は、協議会の庶務及び会計を処理する。

(役員の選任)

第7条 会長、副会長、幹事、監事は総会において選任する。

2 庶務並びに会計は、会長が指名する。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(経費)

第9条 協議会の会計は、会費、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成16年12月21日から施行する。

この規約は、平成18年 4月21日から施行する。